

植民地期インドにおけるニューオーリンズ 品種綿花普及政策

なが お あ す か
長 尾 明 白 香

序

ダールワール県の地誌と綿花栽培
ニューオーリンズ品種導入政策

結 び

序

インド経済史において、植民地統治期に農業生産がどのように推移したかはひとつの注目分野であり、これまで統計分析、政策分析、地域分析といったさまざまな角度から研究が行われてきた。とくにプリンやシヴァスブラモニアン¹の推計等、統計分析の成果に対する関心は高く、今日までに19世紀終盤以降の単位面積あたりの収穫量や作付面積の変化について、ある程度概要が明らかにされてきた [Blyn 1966; Sivasubramonian 2000]。しかしその一方で統計分析は全インド的な農業統計が十分ではない1880年代以前をカバーするものではなく、それ以前の農業生産の拡大については、生産性の向上よりも耕地面積の拡大によるものという結論が定着してきた [Roy 2000, 52-60]。

インド西部の中心的商品作物である綿花についても、19世紀を通じてある程度の生産性向上が見られたと推測される一方で具体的な研究は少なく、どちらかといえば英印間の政治的従属

関係や、対英輸出促進政策との関連が主要な研究対象とされてきた [Roy 2000, 53; Harnetty 1972; Vicziany 1975]。1880年代以前の綿花生産についてのこのような研究状況の背景には、耕地面積の分析に頼らざるを得ない資料上の制約のほか、綿花政策の多くがイギリス綿工業界の圧力によるものであり、現地社会や従来の農法に対する偏見に基づいたものだという否定的な綿花政策観があった [Guha 1972; Leacock and Mandelbaum 1955]^[注1]。

このような先行研究をふまえ本稿は、19世紀中盤にニューオーリンズ品種の導入という形で綿花の生産性向上にある程度成功したダールワール県 (Dharwar District、現カルナータカ州ダールワール県) の事例を取り上げ、東インド会社統治下の綿花政策のより積極的な意義を探り、かつその政策的、思想的背景を分析することを目標とする。同県においてもこの時期、農業生産性について十分に信頼できる資料は存在しないものの、以下見てゆくような新品种の栽培拡大や新型綿繰り機の利用拡大は、より生産性の高い品種や加工技術への移行の事例として興味深い^[注2]。また1830年代以降、東インド会社の経済政策は次第に不介入主義的傾向を強めており、その例外ともいえる同県での積極的な介入

策を追うことは、これまでイギリス産業界の圧力や帝国主義的なインド経済観という形で大雑把に捉えられてきた政策決定要因が、はたしてどの程度実際に影響を与えていたのかを探る上でも有効である。資料収集や思想の統合性などの面から、対象時期は1843年のニューオーリンズ品種栽培実験成功から東インド会社統治期末(1858年)までに限定する。

ダールワール県の地誌と綿花栽培

ダールワール県はデカン高原のふもとに位置し、ガーツ山脈と海岸の中間あたりに広がる比較的湿潤な地域であり、1817年に東インド会社に委譲される以前はマラータ同盟領であった [*Gazetteer*, pp 281 282, 439]。移行当時同県には2152の村落と285の小村 (hamlet) があつたとされている [*Gazetteer*, p 456]。同県は天候・土壌面から綿花栽培に適していたものの流通基盤に欠け、1840年代までその中心都市フーブリーからボンベイへの出荷港であるクムター港に物資を輸送するのに牛の背で16日間程度かかっていた [*Gazetteer*, p 341]^(注3)。また過重な地税の影響で東インド会社統治初期には半分以上の土地が未耕地のままであり、1812年当時ダールワール県からボンベイへ輸出される綿花は年間41トン程度に過ぎなかった [*Gazetteer*, pp 362, 453]。1860年代以降同県はインド西部有数の綿花供給基地となるが、その基盤は東インド会社統治下で計画・形成されたものである^(注4)。

東インド会社は同県の綿花生産に比較的早くから注目し、1829年から1836年にかけてグジャラート地方の優良品種やニューオーリンズ品種、シーアイランド品種などの栽培実験を行った。

この最初の試みは結局失敗に終わったものの、その後1842年に県長官 A・N・ショーが、役員会の送付した外来品種の種子を個人的に栽培して成功すると、同県にはアメリカ人農業技術者 W・R・メルセールが派遣され、実験農場が設置された [*Gazetteer*, pp 286 287]^(注5)。

ニューオーリンズ品種の栽培実験が成功するまで、ダールワール県では「クンプタ」(Kumpta) と呼ばれる在来品種が栽培されていた。1839年の報告書によると、輸出用綿花としてのクンプタ品種はスーラト県産、ブローチ県産綿花と比べ「繊維が短く、触感は羊毛のようで、時に粗く、つややかさに欠ける」と評価されており、主に中国市場に輸出されていた^(注6)。ニューオーリンズ品種は外来品種としては繊維が短めだったが、クンプタ品種と比べ殻の開きが大きく不純物の少ない状態で収穫できるほか、単位面積あたりの収穫量や原綿重量に占める繊維の割合、さらには価格面で優れていると考えられていた。

例えば1844年の報告書は、ダールワール県産ニューオーリンズ品種、ダールワール・ソー・ジン (Dharwar Saw Gin) はクンプタ品種と比べ単位面積あたりの原綿収穫量で37%ほど多く、原綿の重量に占める繊維の割合は後者が24%、前者は33%と報告している^(注7)。価格でも同品種はクンプタ品種を平均21.4%上回っており (ボンベイ市場、1848年2月~1867年1月) [*Bombay Times*, 26 Feb. 1848 28 Jan. 1867]、栽培面積は1869年に県全体で1720平方キロメートル、県内綿作地面積の66%弱を占めるまでに至った [*Gazetteer*, p 302]^(注8)。

このように概観すると、東インド会社統治下のダールワール県で、ニューオーリンズ品種は

比較的順調に普及したと想像されるものの、実際には数多くの障害が指摘され、また多くの対策がとられてきた。その障害とは第1に、同県にとって同品種は新しい作物であり、しかも繊維の長さが在来型紡ぎ機と合わずインド国内に需要がなかったため、農民の大部分が栽培に伴うリスクを避けようとしたことであった^(注9)。第2に、同品種は当初イギリス市場でも入荷量の少なさや知名度の低さから需要が安定せず、将来的に大きな商業性が見込めても初期には十分な価格をつけない恐れがあった。第3に、当時同県で一般的に利用されていた足踏み式綿繰り機では同品種の種子は除去できず、アメリカ型の綿繰り機の普及が同時に進まない限り、栽培が拡大しない状況にあった^(注10)。つまり同品種はイギリス市場を中心に潜在的な需要があり、農民にとり作換えが有利だと推測されたにもかかわらず、生産量が増えない限り需要が安定せず、一方で需要が安定しない限り栽培面積拡大や新型綿繰り機の普及も見込めないというジレンマに陥っていると考えられていたのである。

1833年に商務省を廃止し、綿花輸出活動から撤退していた東インド会社は、一般的には栽培実験農場の設置と鉄道建設支援以外の綿花輸出振興策にはそれほど積極的ではなかった。しかし次節以降見てゆくように、ダールワール県の事例で東インド会社は、新型綿繰り機の開発や新品种の買取りなど、他の地域では見られない積極的な政策に乗り出している。このような積極性の背景には主に以下のような要因があったと考えられる。

第1に、ニューオーリンズ品種は在来品種と比べ面積あたりの収量が多く、価格が高かったため、地稅徴収の拡大や円滑化に資するという

期待があった。実際にダールワール県では1830年代以前、耕地面積拡大の停滞と地稅未払いの増大が深刻であり、同品種の導入でその状況がある程度改善されると期待されていた^(注11)。第2に、ダールワール県産ニューオーリンズ品種はボンベイ管区で初めて本格的に成功した外来品種としてイギリス綿工業界や役員会の期待が高く、その普及は政治的にも望ましかった^(注12)。また最後に、同品種の普及は初期に政府が支援すれば、その後は民間の經濟活動にゆだねられると予想され、政府が經濟活動に不公正な介入をしているという批判や恒常的な歳出を避けることができた^(注13)。

このように財政面や政治面の期待に經濟政策としての妥当性が加わり、ダールワール県では1840年代から1850年代にかけ、同時期のボンベイ管区としては例外的に政府による買取りや輸出、綿繰り機の改良など、積極的な支援が行われた。また東インド会社官僚の一部はニューオーリンズ品種の栽培が拡大しない要因として、農民や仲買人の無知や流通システムの欠陥、仲買人への農民の従属などの社会的要因を指摘しており、東インド会社はボンベイ等のヨーロッパ系輸出業者に同県に進出し、現地人の仲買人を排して農民から直接綿花を買い取るよう呼びかけた。ヨーロッパ系商人が内陸に進出し、流通機構を改革することが綿花貿易全体の利益となるという考えは、1860年代以降、公設市場設置などボンベイ管区内外でいくつかの具体的な政策につながっている^(注14)。本稿の範囲内ではそのような具体的な政策はなかったものの、その思想的背景には共通点が多いと推測される。

ニューオーリンズ品種導入政策

この時期ダールワール県で展開されたニューオーリンズ品種栽培促進策は主に3つに分類することができる。それはまず同品種の加工に適し、一般にも普及可能な改良型綿繰り機を開発することであり、また同品種を扱う流通網が確立するまで一時的に政府が買い取り、輸出することであり、さらに同県内の流通機構を改革するため、ヨーロッパ系商社の進出を呼びかけることである。以下本節では、まず次項で東インド会社による外来品種導入政策の背景を概観し、その後各項においてダールワール県で行われた具体的な政策を紹介してゆきたい。

1. 東インド会社統治下の外来品種導入政策

東インド会社統治下の綿花政策において、外来品種導入は最重点分野のひとつであり、1797年にマラバール地方でボンベイ管区初の綿花実験農場が設置されて以来、各地の実験農場で栽培実験が繰り返されてきた [Cassels 1862, 8]。しかし実際には外来品種普及までに至った事例はほとんどなく、ダールワール県の事例は例外的ともいえる成功例である。

実験農場で失敗が多発したことは同時代、さらには近年にまで続く綿花政策批判につながったが [Mackey 1853, 58など]、その一方でこのような実験はまったく見込みのないまま、インド農法への偏見だけで繰り返されてきたわけではない。実際にはダールワール県以外でもいくつかの実験農場で外来品種栽培に限定的に成功しており、生産されたサンプルは在来品種よりもかなりの高値をつけていた。実験農場の多くは6～7年間の活動の後目立った成果がないと

して放棄されたが、農場の設置がインド各地で継続された背景にはそのような成功例があった。

例えば1802年、マラバール地方の実験農場で生産されたブルボン品種のサンプルはイギリスで売却され、平均的なインド産綿花が1重量ポンドあたり1シリング2ペンス (=14ペンス) で取引されるなか、2シリング2ペンス (=26ペンス) をつけた^(注15)。1841年にはラトナギーリー県産のシーアイランド品種やニューオーリンズ品種がボンベイで競売にかけられ、各々1キャンディー (約356キログラム) あたり最高230ルピー、170ルピーの高値で売却されている^(注16)。また、実験農場で生産されたサンプルが売却されない場合にも、ボンベイ商業会議所で高く評価されることが度々あった。そのような例としては1826年のラトナギーリー県産ブルボン品種 (1キャンディーあたり175ルピー程度)、1844年のブローチ県産シーアイランド品種 (イギリス市場で1重量ポンドあたり6ペンスから11ペンス) などがあり、これらの価格はともに当時の一般的な在来品種の取引価格を上回っていた^(注17)。

このような限定的な成功は、必要な灌漑が確保できない、もしくは在来品種との交配が進むなどの障害で普及には至らなかったが、外来品種導入の利点のある程度示すものではあった。インド産在来品種もアメリカ産短繊維品種と比べそれほど繊維は短くなかったものの、一般的に繊維の長さが不均一で、機械加工による製糸効率が悪かった。また平均的な綿花取引価格の高いイギリス市場では相対的に中番手、高番手綿糸を生産するための綿花の需要が大きく、インド産綿花はアメリカ産綿花と混合する利用法が主であった [Vicizany 1975, 39, 46-49]。1834年から1858年にかけて、リヴァプール市場でアメ

リカ産綿花はインド産綿花よりも26%から84%程度上回る価格をつけており、もしもアメリカ産綿花と同品質の綿花がインドで生産できれば、大きな利益となるという予想へとつながっていた^(注18)。

2. 綿繰り機の開発

ダールワール県における綿繰り機改良政策は、実験農場の機能の強化・拡大から生まれたものである。実験農場の本来の役割は、新しい作物や品種の生産・加工技術を試み、その成果を農民や商人に示して普及を図ることであり、同県でも1843年、収穫前のニューオーリンズ品種が農民や仲買人に公開された^(注19)。このとき同品種に対する農民や仲買人の反応は好意的なものだったが、実際には前節で述べたような要因から同品種の普及は進まず、綿繰り機の問題はその障害として最初に注目された。

ニューオーリンズ品種のサンプルが初めて収穫された1843年4月、ショーは在来型の足踏み式綿繰り機を使って同品種と在来品種とを加工する実験をしたが、その結果前者は後者に比べ6倍以上の時間と5倍のコストがかかることが判明した^(注20)。さらに従来型綿繰り機で同品種を加工すると、種子がつぶれて繊維に付着し、それを手で取り除かなくてはならなかった^(注21)。このときダールワール県には同品種を適切に加工できるアメリカ型綿繰り機は存在せず、この年のサンプルを加工するため、ブローチ県とコインバトル県の実験農場から綿繰り機が急遽調達されている^(注22)。

このようにニューオーリンズ品種の加工に最初に用いられたのは、輸入品のアメリカ型綿繰り機、おそらく1840年に開発されたばかりのマッカーシー型綿繰り機だった。役員会は1843年

から1844年にかけて多数のアメリカ型綿繰り機をダールワール県に送り、1845年にはそれらの機械をもとに同県に官営綿繰り作業場を設立している^(注23)。この官営作業場の設計を指導したのは、東インド会社の砲車工場で独自の改良型綿繰り機を開発し、1845年にはブローチ県でBroach Cotton Gin Companyの立ち上げを試みたJ・ホールである^(注24)。この作業場内には4頭の雄牛を動力とした大型の綿繰り装置が設置された^(注25)。新品種の普及を目標としていた東インド会社は、実験農場や官営作業場のアメリカ型綿繰り機を一般にも開放し、その使用料を抑えることで民間の利用を促進した^(注26)。

実験成功直後から数多くのアメリカ型綿繰り機が投入され、その使用が民間にも開放されていたとはいえ、この時点でアメリカ型綿繰り機の所有は政府関係に限られており、民間への普及は遅れていた。そして隣接するベルガウム県長官H・W・リーヴスによれば、その民間への普及の遅れは新品種の栽培拡大を妨げていた。

「外国種の綿花は[現地の一般的な引用者。以下同じ]綿繰り機では清掃できません。[清掃可能な]綿繰り機から遠いところに住む農民は[綿花をそこまで輸送することができないので]商人の言い値で売却することになります。(中略)それで農民は[売値に]不満を持つのです」^(注27)。

新品種の栽培が各地に拡大するためには、それに応じたアメリカ型綿繰り機の普及が不可欠だった。しかし輸入品の綿繰り機では原価が高く、その普及のため必要な現地生産化を実現したのが実験農場長メルセールである。

メルセールが1846年に開発した綿繰り機はアメリカ型綿繰り機の模倣品だったものの、歯の

部品以外はすべて現地で調達でき、製造コストを輸入品の半額以下（150ルピー）にまで圧縮することができた^(注28)。この改良機はアメリカからの輸入品と比べ性能も優れていたとされており、改良の翌年にはダールワール県実験農場で、改良型綿繰り機を製造して民間に販売する活動が開始された^(注29)。販売数はニューオーリンズ品種の栽培拡大とともに増加し、1856年には同県全体で354台、1870年代終盤にはおよそ3000台のアメリカ型綿繰り機が民間に利用されるようになった [Watson 1879, 23-24]^(注30)。これは1842年の時点で同県にアメリカ型綿繰り機が存在しなかったことを考えると注目すべき速度である^(注31)。

3. 政府による買取り

前項で見たようにダールワール県では綿花実験農場が改良型綿繰り機を生産して販売するという活動が機能し、ニューオーリンズ品種栽培の急速な拡大を助けた。しかしこの時期の政策としてさらに特徴的なのは、イギリス市場や地元の商人が同品種の価値に気づくまで、政府が同品種を買い取って輸出するという政策である。

東インド会社統治下の綿花実験農場では新品種の普及促進のため、新品種の種子を希望する農家に配布し、収穫物をサンプルとして買い取るという方法が時折とられてきた。しかしダールワール県のニューオーリンズ品種の事例で特徴的なのはそのような買取りが結果的に10年以上続いたことであり、また最終的に新品種の普及に成功したことである。

第節で述べたように東インド会社は、ニューオーリンズ品種は在来品種に比べ収量・価格両面で優位にあり、さらにイギリス市場にかなりの需要を見込める商品だと考えていた。しか

しこの品種は繊維の長さやその他の要因からインド国内に需要がなく、その需要を生産者や地元の綿花商人に知らせるためには、栽培実験の成功から数年間は政府が買い取り、輸出することが適切だと考えていた。この買付けの必要性について1848年、ダールワール県実験農場長 J・M・プロントは次のように述べている。

「現在アメリカ産綿花を購入している仲買人の多くはプレジデンシー [(ボンベイ)] に輸送するための資本すらありません。このような小さな仲買人に十分な利潤を与えるため、政府は買取りを続けるべきです。そうすれば仲買人はボンベイに輸送しなくても利潤を回収でき、アメリカ品種綿花の栽培を農民に推奨するでしょう。南マラータ地方でアメリカ品種綿花の生産が安定し、需要に応えられるほどに増大したら、現地のより大規模な仲買人もアメリカ種綿花の買付にのりだすでしょう。そうすれば政府は市場から退出することができます」^(注32)。

東インド会社の狙いは、政府がニューオーリンズ品種を在来品種よりもやや高い価格で買い取り、新品種の生産量を安定させてイギリス市場での評価を固め、その上で大規模な綿花商人の参入を待って市場から退出することだった。買取価格は、在来品種よりはやや高く設定して農民が同品種を栽培するよう推奨し、同時に過剰に高くせず民間企業の買い付けの障害とならないよう設定され、さらに東インド会社が利益目的で活動しているという印象を与えないよう注意が払われていた^(注33)。

このような政府による新品種の買取りは当初、数年限りのものと想定されていたが、実際には新品種を買い取ろうという民間商人が現われるまで予想以上の時間がかかった。例えば1844年

に東インド会社は買取り停止を試みたが、結局は実験失敗を恐れたメルセルが自ら購入し、リヴァプールに輸出することになった^(注34)。政府による買取りはその後再開されたが、1847年になってもダールワール県産ニューオーリンズ品種の買取り先はすべて政府で、民間からの参入は見られなかった^(注35)。一般への周知が足りないと考えた東インド会社は、その年同品種をボンベイで競売にかけ、在来品種よりも高い価格で売却に成功したが、その後も現地で同品種を買い取る商人はほとんど現われず、1849年時点でさえも同品種を自ら取引する地元の商人はわずか2～3人という状態だった^(注36)。政府が買取りを続けても、地元の仲買人の間には「買い手は政府だけ」で、ボンベイに輸送したとしても実際に需要はないという風評が広がり、その年同県内では同品種の栽培面積が綿作地全体の6.5%に至ったものの、そのほとんどを政府が買い取る状態が続いていた [*Gazetteer*, p. 302]^(注37)。

このような政府による買付けは1854年、コーチンに拠点を置き、ナツメヤシや魚油の輸出を扱っていた中規模商社ブライス商会 (Brice & Co.) が、ロンドンの大海運会社ダンパル商会やマンチェスター綿工業界の支援を受けて、ダールワール県に進出したことで終止符が打たれた [*Gazetteer*, p. 359]^(注38)。この後1860年代以降の綿花輸出ブームと鉄道開通をへて、同県には数多くのヨーロッパ系商社が進出し、イギリス市場向け綿花の産地として発展した。

政府によるニューオーリンズ品種買付けは、政府の思惑通りの結果を生み出したようにも見えるが、東インド会社内には根強い不信感もあった。そのような批判的な立場にあった官僚の

一人が当時ボンベイ管区官房長官だったL・R・リードである。

「その国 [インド] の綿花を改善するため真に効果的な方法は、綿花栽培地域とプレジデンスー都市とを鉄道や舗装道路によって1年中つなぐことだという意見を私は支持する。それ以外の方法に [東インド会社は] 現在多大な出費を行っているが、それがわれわれ [東インド会社] のナガル羊飼育場と同様の結果に終る [(完全に失敗する)] ことを恐れている」^(注39)。

市場の活動への不自然な介入につながる政府の買付けよりも、輸送基盤整備により市場の参加者を増やし、民間の経済活動を活性化することが最終的な問題解決につながるというリードの意見表明は、古典派経済学の影響を色濃く受け、自由な経済活動を支持したこの時期の東インド会社の風潮をよく表わすものである。しかしダールワール県のニューオーリンズ品種普及政策は、このような一般的な風潮に抗してまで推進、実行された。

4. ヨーロッパ系商社の進出支援

ダールワール県の事例に限らず東インド会社の官僚の一部は、インド産綿花の品質を改善し、新品種を導入する過程で、インドの生産者と仲買人との特殊な関係が、そのような革新の障害となっていると考えていた。そのような認識の一端は、1850年当時のダールワール県長官H・W・リーヴスの書簡にも見ることができる。

「現地人の仲買人が今行っているような [買付け] システムでは公正な市場価格が農民に支払われません。(中略) [そのシステムでは] まず地稅徴収期に仲買人は高い利率で農民に金を貸付けます。農民はその仲買人に市場価格で綿花を売却しますが、その価格は実質的に仲買人が

決めており、1マウンドあたり5～7アンナという低価格で綿花が取引されます」(注40)。

鉄道開通以前、ダールワール県ではまずボンベイなどに拠点を置く輸出商人が現地人の仲買人に前貸しを行い、それがさらに農民に前貸しされることで綿花が買い付けられていた。このような仲買人を経た買付けでは綿花の品質管理が難しく、インド産綿花の不純物増加につながっていると考えられていたが、リーヴスはその流通機構の欠陥がニューオーリンズ品種導入にとっても障害であると考えた。つまり輸出商人は綿花の買付けのため、農民は税支払いのため仲買人に依存しており、たとえ同品種の導入が輸出商社と農民にとって望ましくても、独占的な仲買人の意向で導入が進まない可能性を示唆したのである。

仲買人・金融業者への農民の従属とその害悪については独立後のインド経済史研究においてもたびたび強調されてきたが、19世紀の綿花政策で特徴的なのは、このような認識がインドを古典派経済学の基本的原理の通用しない特殊な地域だと捉え、経済政策でより積極的な政府の関与を求め、さらにヨーロッパ系商社の内陸進出を推奨する動きと連動していた点である。そのような構造がもっとも端的に現われたのが、ショーの主張である。

「インドとヨーロッパとは大きく違います。この国[インド]では低階層の人々の行動は『何が自分の利益になるのか』という常識に基づいていません。それらの人々はとてつもなく迷信深くて無知なバラモンや仲買人の奴隷となっているのです。バラモンや仲買人はそのような下層民の無知を利用して儲け、あらゆる種類の改善に対し背を向けています。このような状

況にあるためインドでは、明らかに一般的な利益をもたらす改革を導入するためにさえ、通常よりおおくの介入が必要なのです」(注41)。

仲買人に対する農民の従属は知性面にも及んでおり、農民の無知と社会上層の迷信深さとが、ニューオーリンズ品種の普及など生産者や国家の利益となる改善の障害だとショーは主張した。つまり個人による経済的判断が最も効率的なヨーロッパとは異なり、インドでは民間の判断に国家が介入することが一般的な厚生の上(ここではより生産性の高い同品種の導入)につながるとしたのである。ショーにとり同品種の買取りはそのような介入の一例だった。

ショーは生産者と仲買人との不健全な関係を指摘する一方、インドの綿花開発でイギリス経済界がイニシアチヴを握るための特異な論理を用意していた。つまりインドにおいていくら個人が無知で迷信深いとはいえ、政府もまた綿花貿易に直接的で強固な利害を持っておらず、それゆえその判断も非効率だというものである。その上でショーは、綿花政策決定の際、最も重視すべきはイギリスの綿花貿易商の意見だと論じている。

「[東インド会社]政府、イギリスの綿花商人、そしてインドの生産者の利益は同一です。その中の一者を利するものは他の者をも利します。政府は必ずしも自らの利益を拡大させる方法を持っていませんし、生産することも、需要を創造することもできません。農民は無知なうえ集住せず、自らの利益を必ずしも理解していません。よってこの三者のなかで実行力を発揮すべきなのはマンチェスターやグラスゴウの商人たちです。彼らの意見には深く関心を払わなくてはなりません」(注42)。

ショーは、ダールワール県の農民の利益も、地税徴収を拡大・円滑化させたい東インド会社の利益も、結局は良質な綿花をイギリス市場に輸出することにあると考えていた。そしてイギリス市場に適したニューオーリンズ品種の栽培拡大を図り、農民と国家に益をもたらすのは、英印間の綿花貿易で利益を追求する綿花商人だと主張した。そしてこのような論理において新品種普及に最も望ましいのは、英印間貿易の利益を代表するヨーロッパ系商社が同県に進出し、従来の仲買人を廃して綿花を直接生産者から買い取ることであった。

このようにインドの生産者と仲買人との関係とを特殊なものとし、ヨーロッパ系商人の活動に期待するショーの主張とは裏腹に、ボンベイのヨーロッパ系主要商社はダールワール県に進出しようとはせず、東インド会社もまた具体的な進出奨励策をとらなかった。1846年、同県内でニューオーリンズ品種の収穫量は推定1200ペール（約536トン）から1500ペール（約671トン）にまで達し、その買付けと対英輸出で東インド会社は23%近い利潤をあげたが、それでもボンベイの有力綿花商社はダールワール県に進出しようとはしなかった^{注43}。1854年にブライス商会がダールワール県に綿花買付け・加工業者として進出したものの、続く商社はなかなか現われず、ボンベイの主要綿花商社が同県に支部を開くようになるのは、1860年代の綿花輸出ブーム以降のことである。

結 び

本稿では1840年代から1850年代にかけ、ボンベイ管区南部のダールワール県でニューオーリ

ンズ品種普及のため東インド会社が展開した政策について、まずは政策の目標である同品種への作換えが農民にとって有利であるとする当時の政府側の見込みを肯定的に紹介し、さらにその政策を改良型綿繰り機の開発と販売、同品種の買取り・輸出、ヨーロッパ系商社の誘致推進という3点から分析してきた。

東インド会社が同県で行った政策はこの時期の経済関連政策としてはかなり積極的なものであり、特に1833年の特許状改定で貿易活動を停止した後であるにもかかわらず、同社が特定の商品を10年間以上も輸出し続けたという点で、特異な事例である。その背景に停滞する地税徴収状況を安定化・改善し、またイギリス市場に適した綿花を生産することで本国の政治的要請に応えようとする財政的・政治的意図が存在したことは疑いない。しかしその一方で政策決定の際、政府の活動が民間の経済活動の障害とならないよう最大限配慮し、いったん新品種の流通が安定すればすぐさま市場から退出するという、自由な経済活動を重視する方針が根底に流れていた点をも見逃してはならない。

序で述べたように、植民地政府が1880年代以前に展開した綿花開発政策についてはこれまで、イギリス綿工業界からの圧力の産物であり、インドの社会に対する偏見により成功しなかったという見方が主流であった。今回の調査でも各政策の決定過程を追ってゆく中で、インド社会に関する特異な認識は数多く見受けられた。その最大の例は1842年から1844年にかけてインド総督を勤めたエレンボローの発言である。

「われわれ東インド会社の責務は、単に現地人の利益を守るだけにとどまらず、あらゆる手段をもってして現地人の利益を拡大し、人々の

生活状況を改善することである。(中略)[インドの]我が臣民は技術を持ち、勤勉であっても、ヨーロッパ人が持つような企業家精神や資本を欠いている。また時折彼らを改善へと向わせるように指導・援助してくれることを望んでいる。彼らは自国の資源をすべて開発するための知識や手段を持っていない。彼らを静観するだけではなく、それ以上を行うことは、真に自由主義的な政府のあるべき姿である」(注44)。

ここに現われているのは、インド人には自らの資源を十分に開発する能力がなく、それゆえヨーロッパ人の協力を得、東インド会社主導でインドを開発することは、インド人の利益につながるという思想である。このような思想的枠組みが、ダールワール県の事例においても、ヨーロッパ系商社の誘致促進政策の背景にあったことは前項で述べたとおりである。

しかしこのような既存の綿花政策観において見過ごされがちなのは、イギリス議会で勢力を伸長させた綿工業界の主張が、いまだある程度の独立性を保つ東インド会社のインド統治政策に必ずしも反映されなかったという事実であり、また国家の介入を肯定する論理を持ちつつも、基本的には不介入主義的色彩の濃いこの時期のインドにおける経済政策の全般的風潮である。さらにインドの経済・社会に関する帝国主義的な偏見が政策の失敗へと結びついたという見解も、個々の政策に関する十分な検討を経て確立されるべきものであろう。本稿で扱った事例でその問題性が明らかになったのはこの第2、第3の点においてである。

前項で紹介したように、ダールワール県でニューオーリンズ品種導入を進めたショーは、インドの農民を「迷信深くて無知なバラモンや仲

買人」に知性的にも支配されたものとして捉え、その非合理的な選択を矯正するために東インド会社やヨーロッパ系商社のより強いイニシアチブを求めた。もしもショーの主張が正しく、農村社会の無知が同品種導入の障害であるならば、イギリス市場の状況により精通し、より合理的な判断を行えるヨーロッパ系商社は、それだけ地元の流通業者よりも優位に立てるはずである。しかし実際には同県に最初に進出したヨーロッパ系商社であるブライス商会は、進出するにあたりロンドンの大海運会社ダンバール商会の支援を受け、マンチェスター綿工業界から支援の約束をとりつけていた。同県に進出した理由も新品種の価値についての知識を持つためだけではなく、綿繰り機やプレス機、荷車などを改良して輸出までの期間を短縮し、イギリス市場にタイミングよく輸出できると考えたためであった(注45)。このような進出前の事業計画を見る限り、この地域の綿花買付けがそれほど低競争であったとは考えにくく、同県の綿花流通構造に関するショーの問題意識も誤りであったと考えることが妥当であろう。

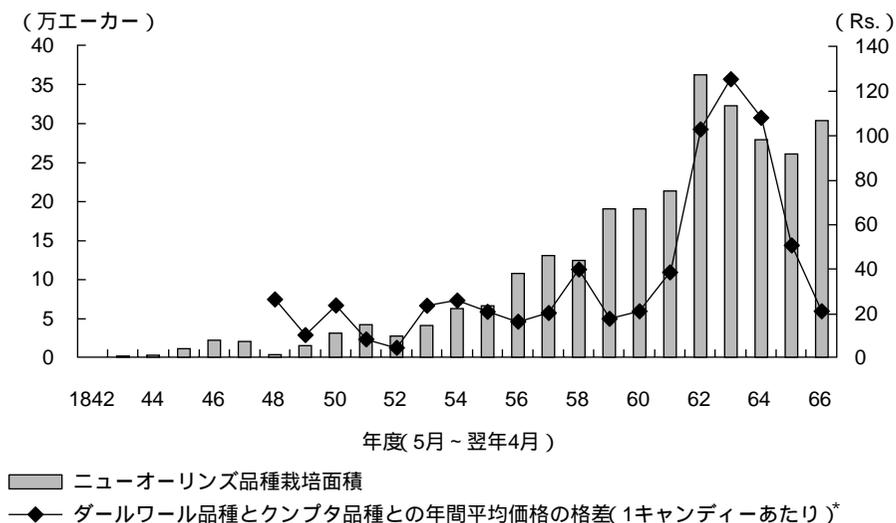
ダールワール県へのヨーロッパ系商社進出をショーが推奨しようとした背景にあったこのような特異なインド経済・社会観は、この時期の帝国主義的植民地経済観の一面を示す上で興味深い。しかし本稿で扱った範囲においてこのような偏見に基づいたヨーロッパ系商社の誘致は政策として実現せず、また実験農場の設立や新型綿繰り機の開発など他の政策も、そのような非合理的な農村社会を前提に展開されたものではない。10年以上も続いたニューオーリンズ品種の買取りにおいてさえも、東インド会社は農民や仲買人の置かれた経済的・地理的環境を基

礎に政策を正当化した。本稿で明らかになったのは、たとえ直接政策に関わった東インド会社官僚に帝国主義的なインド経済・社会観が根付いていても、実際の政策決定にはそれほど影響を与えない可能性であり、民間の経済活動に対する政府の介入を最小限に抑えようとする根強い政策的原則である。

本稿では最後に、ニューオーリンズ品種導入に関して東インド会社が狙った財政面での貢献がどの程度だったかについて触れておきたい。同品種の栽培拡大と前後して、ダールワール県内の耕地面積は1843年度の2378平方キロメートル程度から1854年の4039平方キロメートルへと72%以上増大しているが、この時期は地税率も軽減された時期であり、耕地面積拡大に新品種

の普及がどれだけ貢献したかを測ることはできない [Gazetteer, p 293]。またこの間地税徴収額は全体で16%弱(17万7667ルピー)しか増大しておらず、1857年5月までに実験農場に費やした費用(42万4636ルピー)を考えると、短期的には財政状況改善に貢献したとは考えにくい。しかし1860年代にダールワール県産ニューオーリンズ品種はイギリス市場で安定した需要を獲得し、在来品種を価格ではるかに上回る状況が続いた(図1参照)。ダールワール県における同品種の普及は、イギリス本国の期待にある程度応え、また中長期的には東インド会社の財政にもある程度貢献したといえよう。

図1 ダールワール県におけるニューオーリンズ品種栽培の拡大と在来品種との価格差
1842年～1866年



(出所) *Bombay Times*, 27 Feb. 1848 11 May 12 1861. *Times of India*, 12 Jun. 1861 28 Jan. 1867. *Gazetteer*, p.302.

(注) * (ニューオーリンズ品種の1キャンディーあたり年間平均価格)-(同クンプタ品種の年間平均価格)。データ不足により、1858年度の平均価格の格差は同年5月、1859年度については1860年1月～4月のデータより計算したものの。

(注1) 綿工業の発展とともにイギリスは大量かつ安定的な綿花供給を求め、インドや西インド諸島、ブラジル、北アメリカなど世界各地で綿花栽培やその実験を推奨する政策をとった。とくにアメリカ産綿花の供給が南北戦争により途絶えた1861年以降、イギリス綿工業界の強い圧力のもとインドでは鉄道建設の促進や綿花不純物混入防止法(The Cotton Frauds Act)の制定(1863年)など、イギリス向け綿花輸出を積極的に促進する政策がとられた[吉岡 1965; 森 1996, 180 185, 236 253; Harnetty 1972]

(注2) 今田(2000, 286 287)が示したようにダールワール県のニューオーリンズ品種栽培は1860年代にピークを迎え、その後減退に向かっている。しかし図1で示したように綿花輸出ブーム期を中心に同品種が在来品種と比べ高い価格をつけ、栽培面積が拡大したことは事実である。

(注3) T.L. Blane to H.H. Glass, 9 Mar. 1847, U.K. Parliament, House of Commons, Report, dated 23 March 1847, of the Committee Appointed by the Government of Bombay in September 1846, to Inquire into the State of Cotton Trade, and Despatches and Correspondence of the Bombay Government Arising therefrom, 1847 (712) XLI, p. 67.

(注4) 主要綿花生産地として19世紀中盤以降注目されていたにもかかわらず、ダールワール県に鉄道が開通したのは1888年と、ボンベイ管内でそれほど早いわけではない。この地域の世界経済との接合は1840年代のクムター港とをむすぶ道路整備の開始、1864年の道路整備基金の設立という流通基盤整備に応じて徐々に進行し、この地域の綿花関連産業も変化していったと考えられる[Gazetteer, pp. 341 342]『ガゼッター』の記述によれば同県において1872年以降ボンベイ産綿糸の急速な利用拡大があったといわれ、1883年には同県内フープリに地元のクムター品種綿花を利用した綿紡績工場が設立された[Gazetteer, pp. 375, 379]。一方1880年代にはいまだ同県各都市で金糸・銀糸織りや絹刺繍織りが活発に生産されていた[Gazetteer, p. 375]

(注5) Arthur et al. to Court of Directors, 29 Apr. 1843, no.28, U.K. Parliament, House of Commons, Returns of Papers in the Possession of the East India Company,

Showing the Measures Taken since 1836 to Promote the Cultivation of Cotton in India, 1847 (439) XLII (以下 Returns 1847) pp. 464 466.

(注6) “On Cotton by J. Vaupell,” 31 Dec 1839, Revenue Department Volumes (以下 RDV) 33/996 of 1839.

(注7) Letter from A. N. Shaw, 1 Oct. 1844, no.1048, extract, RDV 46 of 1845. ただしこの時期の農業生産性に関する数値資料が信頼できるものでないことは周知の通り。

(注8) ただしニューオーリンズ品種の栽培拡大は県内全耕地面積の拡大や、綿作地面積全体の拡大を伴っており、手紡ぎに使用される在来品種綿花の栽培面積はほぼ一定、もしくは増大していた。県全体の綿花栽培面積は1842年度の約746平方キロメートルから1869年度の約2619平方キロメートルに拡大した[Gazetteer, p. 302]

(注9) Evidence of J. Petrie, 17 Mar. 1848, n.2302, Report from the Select Committee on the Growth of Cotton in India: Together with the Minutes of Evidence, 1847 48 (511) IX, p. 195.

(注10) Goldsmid to E. H. Townsend, 1 Apr. 1845, no.504, RDV 46 of 1845.

(注11) ダールワール県では1840年度から1852年度までの13年間に地税免除額が計72万998ルピー(査定額全体の4.7%)に上り、査定見直しを余儀なくされた[Gazetteer, p. 527]

(注12) J. Peel to H. S. G. Tucker, 1 Mar. 1848, Selection of Papers, Showing the Measures Taken since 1847 to Promote the Cultivation of Cotton in India, pt. 2, 1857 (296) XXXI (以下 Selection) p. 235.

(注13) J.M. Blount to W.W. Bell, 1 Jun. 1848, no.87, Selection, p. 244.

(注14) このような政策の例としては先述の綿花不純物混入防止法制定(注1), 1866年ごろのペラール=中央州における公設市場設置の試みなどがある[Harnetty 1972, 101 122; Vicziany 1975, 277 287, 307 309]

(注15) Cassels (1862, 81) 1ポンド=10ルピーで換算すると、このときリヴァプール市場で一般的なインド産綿花は1キャンディーあたり約457ルピー、

サンプルは849ルピー。

(注16) T.J.A. Scott to A. Elphinston, 2 Jun. 1841, no.81, *RDV* 32/1261 of 1841. この年ボンベイ市場で、ブローチ、スーラト県産綿花の価格は1キャンディーあたり96~127ルピー [*Bombay Times*, 1 Jan. 25 Dec. 1841]

(注17) H. Dorabjee et al. to E.E. Elliot, 29 Apr. 1826, *Commercial Department Volumes* (以下 *CDV*) 29, 1826. E. Lyon to Townsend, 17 Aug. 1844, no.89, *RDV* 42/1599 of 1844. 1826年2月ブローチ県で取引された新物の在来品種の価格は127ルピー程度, 1844年リヴァプール市場でのインド産綿花の平均取引価格は3.6ペンズ程度 [G. Corsellis to J. Farish, 7 Jun. 1826, no.11, *CDV* 29, 1826 ; Cassels 1862 , 32]

(注18) ただしボンベイの綿花輸出量年約70万トン中51%がイギリス, 45%が中国へと輸出されており (1834年~1846年), インド産綿花には中国市場やインド国内で手織物用として手堅い需要があった [Spooner et al. to R. K. Pringle, 23 Mar. 1847, *RDV* 66 of 1847, 'Appendix A']

(注19) Shaw to L.R. Reid, 22 Mar. 1843, *Returns 1847*, p.476.

(注20) Shaw to Reid, 18 Apr. 1843, *Returns 1847*, p.478.

(注21) J.W. Hadow to Shaw, 12 Jul. 1843, *Returns 1847*, p.484.

(注22) Arthur et al. to Court of Directors, 1 Dec. 1843, *Returns 1847*, p.488.

(注23) Shaw to Townsend, 7 Dec. 1844, *RDV* 45 of 1845.

(注24) A. Burn to Secretary to Govt., 9 Apr. 1845, no.29, *RDV* 42 of 1845.

(注25) Townsend to H. B. E. Frere, 13 Aug. 1845, no.3963, *RDV* 46 of 1845.

(注26) Pringle to Townsend, 4 Mar. 1846, no.394, *RDV* 55 of 1846.

(注27) H.W. Reeves to Townsend, 23 Mar. 1850, no.236, *Selection*, p.116.

(注28) S. Mansfield to Pringle, 16 Oct 1846, no.1410, *RDV* 59 of 1847.

(注29) E. Wingate to Mansfield, 6 Oct. 1846, no.149, *RDV* 59 of 1847.

(注30) G.F. Forbes to T. Ogilvy, 29 Aug. 1856, no.79, *Selection*, p.1228.

(注31) 1st Ass. Collector of Dharwar to Townsend, 29 May 1845, no. 691, *RDV* 41 of 1845.

(注32) Blount to Bell, 1 Jun. 1848, no.87, *Selection*, p.244.

(注33) Shaw to Goldsmid, 20 Mar. 1850, no. 733, *Selection*, p.256 .

(注34) W.R. Mercer to Townsend, 13 Mar. 1845, no.78 of 1844/45, *RDV* 46 of 1845.

(注35) Mansfield to Shaw, 20 Feb. 1847, *RDV* 58 of 1847.

(注36) Frere to Pringle, 25 Mar. 1847, no.62, *RDV* 57 of 1847.

(注37) Blount to Bell, 17 Nov. 1849, no.61, *Selection*, p.110.

(注38) J.N. Rose to Reeves, 9 Aug. 1854, *Selection*, pp.991 992.

(注39) Minute by Reid, 30 Oct 1848, *Selection*, pp.246 247.

(注40) Reeves to Townsend, 23 Mar. 1850, no. 236, *Selection*, p.113.

(注41) Letter from Shaw, 5 Feb. 1847, 'Appendix S' Attached to Frere to Pringle, 23 Mar. 1847, *Selection*, p.49.

(注42) A.N. Shaw to H.E. Goldsmid, 20 Mar. 1850, no.733, *Selection*, p.258.

(注43) Pringle to Secretary to Bombay Chamber of Commerce, 28 Jan. 1847, no.679, *Selection*, p.852. Leckie & Co. to Pringle, 9 Feb. 1847, *Selection*, p.855.

(注44) *Report 1847/48*, p.vii.

(注45) A.C. Brice to Rose, 1 Aug. 1854, *Selection*, pp.990 991.

文献リスト

日本語文献

- 今田秀作 2000. 『パクス・ブリタニカと植民地インド
イギリス・インド経済史の《相関把握》』京
都大学学術出版会 .
- 森芳三 1996. 『イギリス綿花危機と原綿政策』御茶の水
書房 .
- 吉岡昭彦 1965. 「イギリス資本主義確立期の原綿問題」
『東北大学文学部研究年報』15 (3月): 91 127 .

英語文献

- Blyn, G. 1966. *Agricultural Trends in India, 1891–1947: Output, Availability, and Productivity*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Bombay Times (The Bombay Times and Journal of Commerce)* 26 Feb. 1848 28 Jan. 1867.
- Cassels, W.R. 1862. *Cotton: An Account of Its Culture in the Bombay Presidency*. Bombay: Bombay Education Society's Press.
- Gazetteer (Bombay Government, Gazetteer of the Bombay Presidency, vol. 22 Dharwar)* Bombay: Government Central Press, 1884.
- Guha, A. 1972. "Raw Cotton of Western India: Output, Transportation and Marketing, 1750 1850." *Indian Economic and Social History Review* 9 (1 July/Jan./Mar.) 1 42.
- Harnetty, P. 1972. *Imperialism of Free Trade: Lancashire and India in the Mid-Nineteenth Century*. Manchester: Manchester University Press.
- Leacock, S. and D.G. Mandelbaum 1955. "A Nineteenth Century Development Project in India: The Cotton Development Program." *Economic Development and Cultural Change* 3 (4 July) 334 351.
- Mackey, A. 1853. *Western India: Reports Addressed to the Chamber of Commerce of Manchester, Liverpool, Blackburn and Glasgow*. London: Nathaniel Cooke.
- Roy, T. 2000. *The Economic History of India, 1857 1947*. New Delhi: Oxford University Press.
- Sivasubramonian, S. 2000. *The National Income of India in the Twentieth Century*. New Delhi: Oxford University Press.
- Times of India (The Times of India)* 12 Jun. 1861 28 Jan. 1867.
- Vicziany, A.M. 1975. "The Cotton Trade and the Commercial Development of Bombay, 1855 1875." Ph.D. diss., University of London.
- Watson, F. 1879. *Report on Cotton Gins, and on the Cleaning and Quality of Indian Cotton*. London: William H. Allen.

[付記] 本稿の作成にあたっては初期の草稿の段階で、中里成章教授、柳澤悠教授、井坂理穂講師に貴重なコメントをいただいた。また御査定・ご助言いただいたレフェリーのの方々にも、ここに記して謝意を表したい。ただし本稿中の誤りは全て著者の責任である。

(東京大学大学院総合文化研究科博士課程)